



令和2年4月23日

自由民主党茨城県支部連合会会長
梶山弘志様

茨城県看護連盟
会長 山本かほる



新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について

現在、日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めております。さらには、無症状者が別の疾患等で医療機関を受診することなどによって、院内感染が生じ、医療従事者は、自身が感染する、自身が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています。

なかでも看護職は24時間、365日患者に関わっており、感染に対するリスクは甚大です。

また新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関の看護職は、「感染するから保育を拒否される」「感染するからタクシーから乗車拒否される」などの謂れのない誹謗中傷を受けています。

国難ともいわれる今般の状況において、自らの危険を顧みずに業務に従事している看護職に、危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

【要望1】

下記の通り、新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

記

1. 対象となる看護職

- ① 新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職

2. 支給方法

危険手当を大幅に増額し、対象看護職個人に支給すること

3. 支給期間

日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認された日から、新型コロナウイルスの蔓延がほぼ終息したとして別に定める日まで

【要望2】

要望1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。



令和2年4月23日

自由民主党茨城県支部連合会会長
梶山弘志様

茨城県看護連盟
会長 山本かほる



妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

新型コロナウイルス感染症の増加を受けて、医療機関に勤務する妊娠中の看護職員より感染のリスクがある勤務環境について相談等があることから、現状報告とともに、以下のとおり対応について要望いたします。

記

<現状>

- ・ 国内では、新型コロナウイルス感染者が増加し、感染症指定医療機関だけでなく一般の医療機関に感染症患者が受診する可能性が高くなっている。
- ・ 4月1日、13日に厚生労働省より「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」が発出され、職場での配慮等について要請された。
- ・ しかし、医療従事者については、テレワークが不可能であることから、妊娠中の看護職員は出勤せざるを得ない状況がある。
- ・ 妊娠中の看護職員からは、発熱、呼吸器症状のある患者に対しても受け持ちを行っており、不安だという相談が複数届いている。
- ・ 妊婦は、新型コロナウイルス感染患者のハイリスクであり、一般的には妊婦が肺炎を発症すると重症化する可能性がある。

<要望>

医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。



令和2年4月23日

茨城県知事
大井川 和彦様

茨城県看護連盟
会長 山本かほる



新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について

現在、日本国内の複数の地域で感染経路が明らかでない新型コロナウイルス感染症の患者が散発的に発生しており、国民・医療関係者が一体となって拡大防止に努めております。さらには、無症状者が別の疾患等で医療機関を受診することなどによって、院内感染が生じ、医療従事者は、自身が感染する、自身が感染の媒介者になるかもしれない不安や恐怖を感じながら職務にあたっています。

なかでも看護職は24時間、365日患者に関わっており、感染に対するリスクは甚大です。

また新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関の看護職は、「感染するから保育を拒否される」「感染するからタクシーから乗車拒否される」などの謂れのない誹謗中傷を受けています。

国難ともいわれる今般の状況において、自らの危険を顧みずに業務に従事している看護職に、危険手当等を支給していただきますようお願いいたします。

【要望1】

下記の通り、新型コロナウイルスに感染した患者に対応した、又は対応する可能性が高い看護職一人ひとりに対し、危険手当を支給されたい。

記

1. 対象となる看護職

- ① 新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職

2. 支給方法

危険手当を大幅に増額し、対象看護職個人に支給すること

3. 支給期間

日本国内で初めて新型コロナウイルス感染が確認された日から、新型コロナウイルスの蔓延がほぼ終息したとして別に定める日まで

【要望2】

要望1に記載した看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、当該看護職に対し1泊につき15,000円を上限に宿泊費の補助（病院において費用を負担している場合は医療機関に対して補助）を行っていただきたい。



令和2年4月23日

茨城県知事 大井川和彦様

茨城県看護連盟
会長 山本かほる



妊娠中の看護職員の休業に伴う代替職員の確保について

新型コロナウイルス感染症の増加を受けて、医療機関に勤務する妊娠中の看護職員より感染のリスクがある勤務環境について相談等があることから、現状報告とともに、以下のとおり対応について要望いたします。

記

<現状>

- ・ 国内では、新型コロナウイルス感染者が増加し、感染症指定医療機関だけでなく一般の医療機関に感染症患者が受診する可能性が高くなっている。
- ・ 4月1日、13日に厚生労働省より「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」が発出され、職場での配慮等について要請された。
- ・ しかし、医療従事者については、テレワークが不可能であることから、妊娠中の看護職員は出勤せざるを得ない状況がある。
- ・ 妊娠中の看護職員からは、発熱、呼吸器症状のある患者に対しても受け持ちを行っており、不安だという相談が複数届いている。
- ・ 妊婦は、新型コロナウイルス感染患者のハイリスクであり、一般的には妊婦が肺炎を発症すると重症化する可能性がある。

<要望>

医療機関（病院又は診療所）が妊娠中の看護職員の休業に伴って代替職員を雇用した場合に、その所要経費（賃金等）に対する補助金の支給をお願いしたい。